

# 皆野町子育て世帯等 定住促進事業住宅取得奨励補助金

町では、人口増加を図るため、町内に住宅を建てる、または購入する「子育て世帯」・「新婚世帯」・「転入者」のかたを対象に補助金を交付しています。住宅建築・購入の際は、本制度の利用をご検討ください。

## ■対象世帯(者)

子育て世帯	中学生以下の子を扶養している
新婚世帯	申請日時点で夫婦のいずれか一方が40歳未満である婚姻後5年を経過していない
転入者	3年以上町外に居住し、平成30年4月1日以降に転入

## ■対象となる住宅

新築住宅	平成30年4月1日以降に完成する(した)もの ただし、建て替えとみなされる場合は対象外となります(完成日は、登記における新築年月日)
中古住宅	平成30年4月1日以降に売買契約が成立したもの

## ■補助金額

基本補助金	「子育て世帯」・「新婚世帯」・「転入者」共通 新築住宅の場合 50万円 中古住宅の場合 25万円 ただし、取得価格が補助金額に満たない場合はその額
加算補助金	①子育て世帯・新婚世帯の場合 30万円加算 ②町の名簿に登録された建築業者により建築された新築住宅の場合 20万円加算 ③子育て世帯の場合、子ども1人につき10万円加算

## ■補助金の交付条件

- ①住宅取得後、皆野町内に継続して5年以上居住すること。
- ②補助対象者および同一世帯者全員に、町税などの滞納がないこと。

## ■申請手続き【次の書類を総務課へ提出してください。】

- ・認定申請書・戸籍謄本・世帯全員の住民票の写し・戸籍の附票(転入者のみ)
- ・町税納税証明書または非課税証明書(中学生以下を除き世帯全員分)
- ・住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書または売買契約書などの写し)
- ・現況写真・位置図、各階平面図および立面図・誓約書

問合せ 総務課 防災・情報政策担当 ☎62-1231

## 平成31・32年度 小規模契約希望者登録業者の募集

町が行う軽微な修繕などの工事契約に関し、小規模事業者の登録を行い、町内事業者の受注機会拡大を目的とした制度です。

住宅リフォーム資金助成金の対象要件にもなっていますので、登録されるかたを募集します。

期 限 3月29日(金)

対 象 事業所が町内にあり代表者が町在住で以下の項目に該当しないかた

- ①成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない
- ②町指名競争入札参加選定業者名簿に登載されている
- ③希望業種を履行するために必要な資格、許可などを有しない

提出書類 ①皆野町小規模契約希望者登録申請書 ②資格免許証の写し



受付 産業観光課 商工観光担当 ☎62-1462